

答申書

平成23年度
豊田市国民健康保険運営協議会

平成23年10月31日

豊田市長
鈴木公平様

豊田市国民健康保険運営委員会
会長 宇井銀之



豊田市国民健康保険税等について（答申）

平成23年6月23日に貴職から諮問を受けました下記のことについて、次とおり答申いたします。

記

- 1 国民健康保険税の端数計算等の変更について
- 2 定期的な検討を行う仕組みづくりについて

第1 審議経過

当協議会は、平成23年6月23日に貴職から豊田市国民健康保険税等について意見を求められた。

1 国民健康保険税の端数計算等の変更について

(1) 国民健康保険税の端数計算

ア 背景

国民健康保険税は、豊田市国民健康保険税条例の規定により年8回に分割して納付することになっている。その納期ごとの分割金額に千円未満の端数があるときは、地方税法の規定により、すべて第1期に合算している。しかしながら、この端数計算では、第1期の保険税額が第2期以降の保険税額に比べ非常に高額になるケースがあり、「納付しにくい」等の市民の声が多く寄せられていた。

イ 内容

端数計算については条例で規定すれば異なる方法を用いることが可能であることが報告され、百円単位に変更することの可否を協議した。

議論の中では、滞納額の増加、資金計画への影響が発生するのではとの意見もあったが、関係各課との協議結果の報告をうけ、特に支障のないことを確認した。

最終的には、被保険者の意見に耳を傾け、納付額を平準化することで、スムーズな納付を導き、被保険者にとって分かり易い制度になるとの意見で一致した。

(2) 国民健康保険税の減免申請の変更

ア 背景

国民健康保険税の減免申請期限については、豊田市国民健康保険税条例に「納期限前7日」と規定されており、毎年、第1期の6月中旬に窓口が大変混雑している。特に、失業を事由とする被保険者にとっては、減免申請に必要な添付書類を準備する期間が短く、申請が間に合わない恐れがある。

また、国民健康保険税の減免対象については、豊田市国民健康保険税減免規則により、「減免の申請をした日以後に到来する納期に係る保険税額」となっている。これは、月割りで国民健康保険税を算定する本来の方式と異なるため、被保険者にとって非常にわかりにくいものになっている。

イ 内容

個人市民税等と対応が異なることに対して質問が出されたが、根拠条例が異なること、減免申請件数が個人市民税とは大きな隔たりがあること等の事実確認により、特に支障がないとされた。ただし、減免の申請期限等について、被保険者に十分な周知を行う必要があるとの意見が出された。

2 定期的な検討を行う仕組みづくりについて

(1) 税率の設定方法についての考え方

ア 背景

税率改正の経過をみると、過去3回は平成14年度、21年度、23年度であり、その間に一定のルールを持ち合せていかなかった。そのため、平成22年度の豊田市国民健康保険運営協議会答申において、付帯意見として税率の設定方法について定期的に検討する仕組みを設けるよう提言した。

イ 内容

他市の状況や豊田市の公共料金の見直し時期等を参考に検討を行い、税率の見直しのサイクルについては、基本的なルールを持つことが必要であることで一致した。ただし、税率の見直し作業においては、必ずしも改正ありきではないこと、また、見直しのない年であっても、状況に応じ柔軟に対応することを確認した。

(2) 一般会計からの公費投入基準についての考え方

ア 背景

一般会計からの法定外繰入れについては、市の施策として国民健康保険税を財源としない事業はあったものの、全体としての考え方は持ち合せていかなかった。そのため、平成22年度の豊田市国民健康保険運営協議会答申において、付帯意見として公費の投入基準について定期的に検討する仕組みを設けるよう提言した。

イ 内容

法定外繰入れを増やせば保険税率の抑制はできるが、一般会計からの過度の繰入れは、市民からの理解を得られない。また、特別会計は、特定の財源で運営することが本来であるため、繰入れに依存しすぎるべきではなく、一定の基準を持つべきであるとの意見が多数出された。

第2 答申内容

1 国民健康保険税の端数計算等の変更について

国民健康保険税の端数計算及び減免申請については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 端数計算の単位を「千円」から「百円」に変更する。
- (2) 減免申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限まで」に、また、減免計算の対象を「納期」から「月」に変更する。

2 定期的な検討を行う仕組みづくりについて

国民健康保険税の税率の設定方法、一般会計からの公費投入基準の考え方については、次のとおりとすることが適当である。

- (1) 税率の設定方法は、少なくとも、公共料金の見直しの年（現行は4年に1度）とその中間年に税率の見直しについて検討する。
- (2) 一般会計からの公費投入基準として、被保険者の負担に帰すべきではないと考えられる以下の金額の合計額を、一般会計からの公費投入の目安とする。

ア 普通調整交付金不交付分

ただし、算定方法は、財政調整基金の基準である過去3年の保険給付費（後期高齢者支援金、介護納付金を含む）の平均の5%を準用する。

イ 福祉医療波及分

福祉医療波及分として、国県の負担金から減額された額

ウ 葬祭費、出産育児一時金分

葬祭費の全額及び出産育児一時金に係る費用の内の1/3

エ 国民健康保険税減免分

国民健康保険税を条例により減免した額

3 改正時期

平成24年4月1日から実施することが適当である。